

公民館使用料の免除を受けた方へ

1 免除許可通知の記載内容を確認してください。

❖ 免除区分

「全部免除」と「一部免除（1／2）」があります。

冷暖房料等は免除されませんので、本予約の際にお支払いください。

❖ 対象施設

記載されている施設のみ免除になります。

❖ 免除期間

有効期間がありますので注意してください。有効期間外の免除通知は使用できません。

2 免除の更新申請について。

使用料免除の有効期限は年度末の3月31日になっています。

中央公民館では、毎年1月上旬から2月上旬に翌年度（4月1日から翌年3月31日まで）の免除申請を受け付けしておりますので、引き続き免除を希望する場合は、この期間中に忘れずに申請してください。

申請が遅れると、年度当初（4月1日）からの免除を受けることができない場合がありますので注意してください。

免除の更新申請には、今回の免除申請と同様の添付書類が必要となります。



ご相談・お問い合わせ先

郡山市立中央公民館

電話：024-934-1212